

事務ガイドライン改正

現行	改正後
<p>(新設)</p>	<p><u>1-12 預金保険法に関する留意事項について</u></p> <p><u>1-12-1 預金保険料計算の特例の承認に係る審査事務について</u></p> <p><u>預金保険法施行規則の一部を改正する命令(平成15年内閣府・財務省令第1号)附則第2条第2項及び第3条第2項に規定する承認に係る審査基準については、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>1. 特定決済債務の額、要調整一般預金等の額及び要調整決済用預金の額のそれぞれに関して、申請書に記載されている「各日においてその額を計算することが困難」とする理由が、システム対応等の合理的な事由によるものか。</u></p> <p><u>2. 別段預金、仮受金等の勘定科目に経理されている資金のうち、預金保険法施行令第14条の2各号に掲げる取引に関し金融機関が負担する債務(決済債務)の額について、営業年度の各月の最終営業日における額の合計額を平均した額が把握できているか。(金融機関は、勘定科目名にとらわれることなく、次の(1)から(3)の区分に応じ、それぞれ掲げる資金の性質、該当する例を勘案しつつ、把握しているか。)</u></p>

(1) 為替取引に関し金融機関が負担する債務に係る資金

(資金の性質)

顧客からの依頼に基づいて隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する取引を行うため、金融機関が当該顧客（またはその取引金融機関）から受け入れ、未だ受け取るべき者（またはその取引金融機関）に支払っていない資金、または当該取引に関する費用等の支払資金

(該当する例)

- ・ 振込、送金、口座振替等の依頼に基づいて顧客から受け入れた資金

(注1) 有価証券の売買、預金の受入れ、資金の貸付等の業務に伴い、顧客から受け入れた、または顧客に支払うための資金その他金融機関内部の事務処理に係る資金を含まない。

(注2) 売渡外国為替、未払外国為替等は、邦貨建てのものに限る。

- ・ 国、地方公共団体等の金銭の収納、代理貸付、有価証券の売買の媒介、株式払込金の保管、複数の金融機関間での決済資金中継事務等の業務に関して受け入れた資金

・現金自動支払機等の相互利用等による現金入出金業務、デビットカードサービス業務等に係る金融機関等との提携により生ずる債務の履行のための支払資金

(2) 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引に関し金融機関が負担する債務に係る資金

(資金の性質)

手形交換所において、手形、小切手等の提(呈)示が行われたことに基づく金融機関等との資金決済のための支払資金(代理交換を含む)

(該当する例)

- ・交換呈示に基づく資金決済のための支払資金
- ・不渡手形返還に伴う資金決済のための支払資金
- ・不渡異議申立預託金

(3) 小切手法第6条第3項の規定により金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引に関し金融機関が負担する債務に係る資金

(資金の性質)

金融機関が自己宛に振り出した小切手を顧客に売却した場合

<p>1-12 その他</p> <p>1-12-1 店舗等の他者との共用</p> <p>(略)</p> <p>1-12-2 職員の派出の取扱いについて</p>	<p><u>に売買代金として受け入れた当該小切手の提示に基づく支払いに充てるための資金</u></p> <p>(該当する例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>預手の提示に基づく支払いに充てるための資金</u> ・ <u>送手の提示に基づく支払いに充てるための資金</u> <p><u>3. 預金保険法施行令第14条の4に規定する「業として行う取引」について、金融機関の業務に伴い派生した取引を除き、反復継続する意思をもって行う取引か否かを、次のような例を参考としつつ把握できているか。</u></p> <p>(業として行う取引に該当する例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金融機関間で行う資金取引</u> <p>(業として行う取引に該当しない例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水道光熱費、事務委託費の支払</u> <p>1-13 その他</p> <p>1-13-1 店舗等の他者との共用</p> <p>(略)</p> <p>1-13-2 職員の派出の取扱いについて</p>
---	---

(新設)

預金保険料計算の特例の承認

別紙様式 3-4-1

年 月 日

金融庁長官 _____ 殿

所在地

商号

代表

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

預金保険料計算の特例の承認申請書

平成 年 月 日に開始する営業年度に納付する預金保険料の額の計算につき、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第175号)附則第3条の規定によることといたしたく、同条の規定に基づき承認を申請いたします。

(注)添付書類

理由書

預金保険料計算の特例の承認

別紙様式 3-4-2

年 月 日

金融庁長官 _____ 殿

所在地

商号

代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

預金保険料計算の特例の承認申請書

平成 月 日に開始する営業年度から平成 年 月 日の属する
営業年度までの間の営業年度に納付する預金保険料の額の計算につ
き、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一
部を改正する法律（平成14年法律第175号）附則第4条の規定に
よることといたしたく、同条の規定に基づき承認を申請いたします。

(注)添付書類

理由書